

令和 6 年

奈良市議会 3 月定例会
提出議案 (令和 5 年度関係)

奈良市

目 次

奈良市報告第 1 号	市長専決処分の報告について……………	1
〃 第 2 号	市長専決処分の報告について……………	10
〃 第 3 号	市長専決処分の報告について……………	23
〃 第 4 号	市長専決処分の報告について……………	27
〃 第 5 号	市長専決処分の報告について……………	29
〃 第 6 号	市長専決処分の報告について……………	31
〃 第 7 号	市長専決処分の報告について……………	33
〃 第 8 号	市長専決処分の報告について……………	35
〃 第 9 号	市長専決処分の報告について……………	37
〃 第 10 号	市長専決処分の報告について……………	39
〃 第 11 号	市長専決処分の報告について……………	41
〃 第 12 号	市長専決処分の報告について……………	43
〃 第 13 号	市長専決処分の報告について……………	45
〃 第 14 号	市長専決処分の報告について……………	47
〃 第 15 号	市長専決処分の報告について……………	49
〃 第 16 号	市長専決処分の報告について……………	51
奈良市議案第 1 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	53
〃 第 2 号	令和 5 年度奈良市一般会計補正予算（第 9 号）……………	58
〃 第 3 号	令和 5 年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）……………	65
〃 第 4 号	令和 5 年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	67
〃 第 5 号	令和 5 年度奈良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）……………	69
〃 第 6 号	奈良市立応急診療所条例の一部改正について……………	108
〃 第 7 号	奈良市八条・大安寺周辺地区土地区画整理事業に係る固定資産税等の特例に関する条例の制定について……………	109
〃 第 8 号	和解及び損害賠償の額の決定について……………	112

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和5年度奈良市一般会計補正予算（第7号）

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和5年12月22日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 令和5年度奈良市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度奈良市一般会計 補正予算（第7号）

令和5年度奈良市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,386,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160,664,079千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16. 国庫支出金		34,590,776 ^{千円}	3,386,000 ^{千円}	37,976,776 ^{千円}
	4. 国庫交付金	8,609,869	3,386,000	11,995,869
歳 入 合 計		157,278,079	3,386,000	160,664,079

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 民生費		71,074,937 ^{千円}	3,386,000 ^{千円}	74,460,937 ^{千円}
	1. 社会福祉費	33,217,077	3,386,000	36,603,077
歳 出 合 計		157,278,079	3,386,000	160,664,079

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
3. 民生費			3,326,620 ^{千円}
	1. 社会福祉費	住民税非課税世帯 支援給付金事業経費	3,326,620
合 計			3,326,620

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第7号)

1. 総括

(歳 入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	34,590,776	3,386,000	37,976,776
歳 入 合 計	157,278,079	3,386,000	160,664,079

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地方債	その他
3 民生費	71,074,937	3,386,000	74,460,937	3,386,000		—
歳 出 合 計	157,278,079	3,386,000	160,664,079	3,386,000		—

2. 歳入

第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	修正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費国庫交付金	2,951,262	3,386,000	6,337,262	1 一般管理費国庫交付金	3,386,000	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	
計	8,609,869	3,386,000	11,995,869				

第16款 国庫支出金

3. 歳出
第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	2,964,339	3,386,000	6,350,339	特定財源 3,386,000 (内訳) 国庫支出金 3,386,000	10 需用費 559 11 役務費 13,441 12 委託料 82,000 18 負担金補助及び交付金 3,290,000	住民税非課税世帯支援給付金事業経費	
計	33,217,077	3,386,000	36,603,077	特定財源 3,386,000 一般財源 0			

第3款 民生費

(2) 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	計上予算額	繰越予算額
3. 民生費	1. 社会福祉費	住民税非課税世帯支援給付金事業経費	4,938,000	3,326,620

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和5年度奈良市一般会計補正予算（第8号）

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和6年1月31日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 令和5年度奈良市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度奈良市一般会計 補正予算（第8号）

令和5年度奈良市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,205,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161,869,779千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16. 国庫支出金		37,976,776 ^{千円}	1,200,000 ^{千円}	39,176,776 ^{千円}
	4. 国庫交付金	11,995,869	1,200,000	13,195,869
19. 寄 附 金		1,156,440	5,700	1,162,140
	1. 寄 附 金	1,156,440	5,700	1,162,140
歳 入 合 計		160,664,079	1,205,700	161,869,779

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 民 生 費		74,460,937 ^{千円}	1,205,700 ^{千円}	75,666,637 ^{千円}
	1. 社会福祉費	36,603,077	1,200,000	37,803,077
	2. 児童福祉費	24,419,432	5,700	24,425,132
歳 出 合 計		160,664,079	1,205,700	161,869,779

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
3. 民 生 費			1,185,000 ^{千円}
	1. 社会福祉費	低所得者支援・定額減税補足 給付金事業経費	1,179,300
	2. 児童福祉費	子どもの貧困対策事務経費	5,700
合 計			1,185,000

第3表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期 間	限 度 額
総合税システム個人住民税 定額減税対応改修経費	令和5年度から 令和6年度まで	千円 10,500
低所得者支援・定額減税補足 給付金支給業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	40,000
生活応援プレミアム付商品券発行事業	令和5年度から 令和6年度まで	535,000

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第8号)

1. 総括

(歳 入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	37,976,776	1,200,000	39,176,776
19 寄附金	1,156,440	5,700	1,162,140
歳 入 合 計	160,664,079	1,205,700	161,869,779

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地方債	その他
3 民生費	74,460,937	1,205,700	75,666,637	1,200,000	5,700	—
歳 出 合 計	160,664,079	1,205,700	161,869,779	1,200,000	5,700	—

2. 歳入

第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	修正前の額	修正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費国庫交付金	6,337,262	1,200,000	7,537,262	1 一般管理費国庫交付金	1,200,000	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	
計	11,995,869	1,200,000	13,195,869				

第16款 国庫支出金

第19款 寄附金

第1項 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 総務費寄附金	155,640	5,700	161,340	1 まち・ひと・しごと創生寄附金	5,700	まち・ひと・しごと創生寄附金	
計	1,156,440	5,700	1,162,140				

第19款 寄附金

3. 歳出
第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	6,350,339	1,200,000	7,550,339	特定財源 1,200,000 (内訳) 国庫支出金 1,200,000	10 需用費	675	低所得者支援・定額減税補足給付金事業経費
					11 役員費	4,325	
					12 委託料	20,000	
					18 負担金補助及び交付金	1,175,000	
計	36,603,077	1,200,000	37,803,077	特定財源 一般財源			

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 児童福祉総務費	3,005,765	5,700	3,011,465	特定財源 5,700 (内訳) 寄附金 5,700	12 委託料	5,700	子どもの貧困対策事務経費
計	24,419,432	5,700	24,425,132	特定財源 5,700 一般財源			

第3款 民生費

(2) 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	計上予算額	繰越予算額
3. 民生費	1. 社会福祉	低所得者支金・支援・定額減税補足 給付金の経費	1,200,000	1,179,300
	2. 児童福祉	子どもの貧困対策事務経費	91,738	5,700

(3) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(1. 追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
総合税システム個人住民税 定額減税対応改修経費	10,500			令和5年度 から 令和6年度 まで	10,500	10,500				-
低所得者支援・定額減税補足 給付金支給業務委託	40,000			令和5年度 から 令和6年度 まで	40,000	40,000				-
生活応援プレミアム付 商品券発行事業	535,000			令和5年度 から 令和6年度 まで	535,000	535,000				-

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 市営住宅等明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和6年1月24日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 市営住宅等明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市営住宅等明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

本市は、市営住宅等の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

別表のとおり

2 訴えの要旨

別表に記載する者を相手方として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 市営住宅等を明渡し、かつ原状に復し、奈良市営住宅条例第38条第4項（奈良市コミュニティ住宅条例第6条で準用する場合を含む）の規定により徴収する金銭を支払え。
- (2) 滞納家賃等及びこれに対する遅延損害金を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

別 表

番号	住 所	氏 名	住宅名及び住宅番号	請求の原因
1	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	家賃滞納
2	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	家賃滞納
3	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]	長期不使用
4	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]	長期不使用

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和5年12月26日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年11月25日午後5時頃、奈良市立平城西小学校において発生した、敷地内通路上の溝蓋の跳ね上がりにより、相手方の普通自動車の底面が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 94,868円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年1月4日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年11月20日午前9時55分頃、奈良市大安寺七丁目地内において発生した、本市職員が固定資産税課税に係る家屋調査業務に使用した金属製の巻尺により、相手方の車庫のシャッターを損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 93,280円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年1月11日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年11月25日午後5時頃、奈良市月ヶ瀬石打地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤ及びホイールが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 248,490円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年1月11日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年11月29日午後5時30分頃、奈良市月ヶ瀬石打地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤ及びホイールが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 580,150円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年1月11日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年12月10日午前6時50分頃、奈良市都祁白石町地内において発生した、市道上の溝蓋の跳ね上がりにより、走行していた相手方の軽自動車の底面が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 7,958円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年1月15日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年8月16日、奈良市あやめ池南五丁目地内において発生した、本市管理の水路敷の竹が隣接するマンションの駐車場に覆いかぶさったことにより、相手方の普通自動車の車体が汚損した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 176,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年1月15日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年10月23日午前8時50分頃、奈良市法蓮町地内において発生した、本市の公用車が集合住宅の駐車場内の照明に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 29,480円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年1月15日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年10月23日午後0時30分頃、奈良市東包永町地内において発生した、本市の公用車が民家の屋根に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 60,500円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年1月23日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年11月25日午後5時30分頃、奈良市月ヶ瀬石打地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 41,415円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年1月31日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年11月22日開札の指名競争入札において、最低制限基準価格の算出に誤りがあったため、後日に落札者決定を取り消したことにより、相手方に損害を与えたことについて、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 18,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年2月1日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年5月7日午後1時30分頃、奈良阪街区公園において、本市管理の雨水排水管の損傷により雨水が排水されず、隣接する相手方所有のポンプ施設が水没し、損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 979,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年2月1日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年12月4日午前10時頃、奈良市山陵町地内において、草刈り作業中の飛び石により、走行中の相手方の普通自動車を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 104,912円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年2月8日

奈良市長 仲川元庸

記

損害賠償の額の決定について

令和4年9月15日付けで退職した会計年度任用職員の報酬が、算出誤りにより一部未払いとなっていたことについて、次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 417円

市長専決処分の報告及び承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 工事請負契約の締結について

市長専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和5年12月27日

奈良市長 仲川元庸

記

工事請負契約の締結について

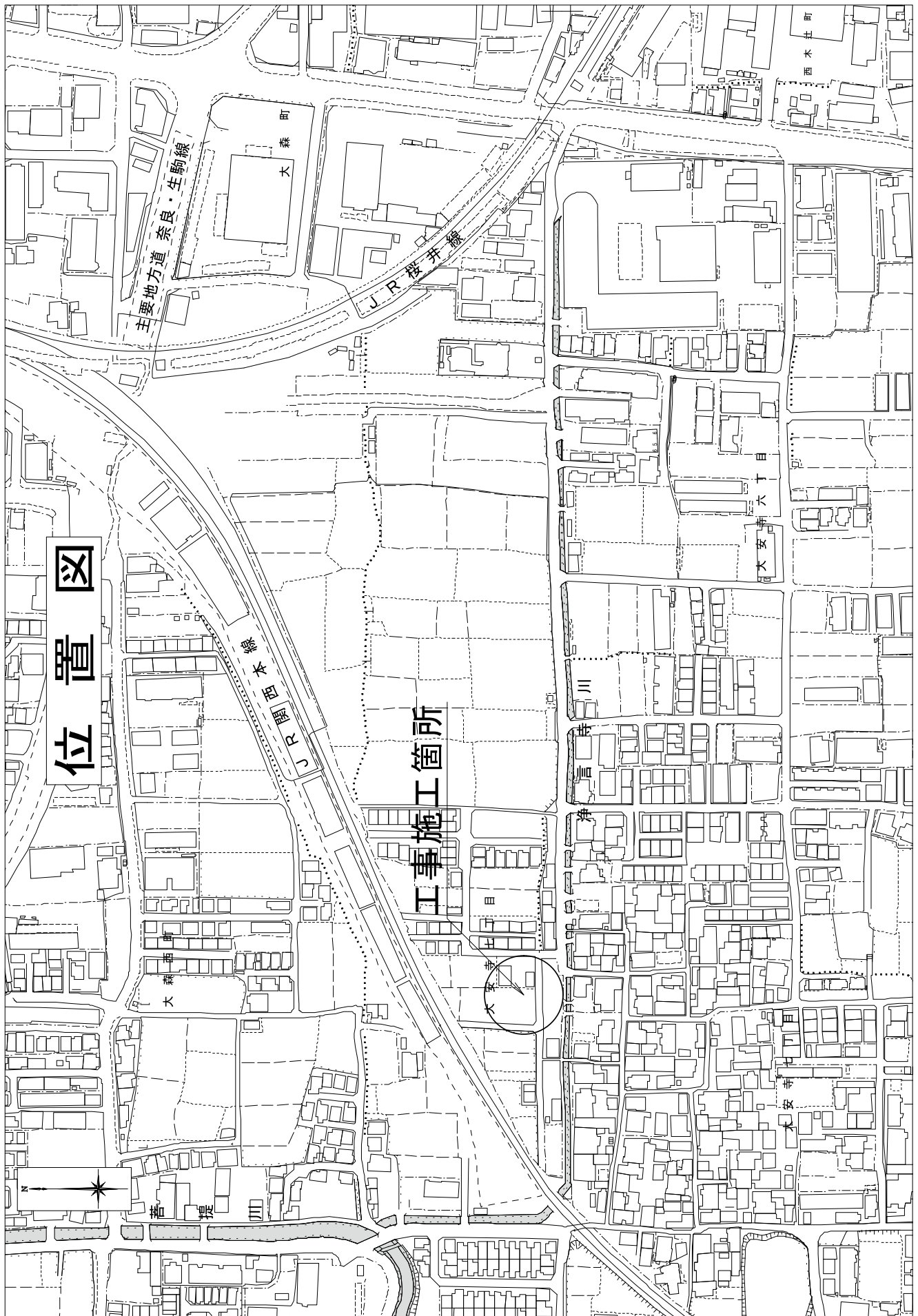
J R 奈良駅南特定土地区画整理事業雨水調整池築造工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

- 1 契約の目的 J R 奈良駅南特定土地区画整理事業雨水調整池築造工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 288,872,100円
- 4 契約の相手方 奈良市三条大路二丁目1番66号
J R 奈良駅南特定土地区画整理事業雨水調整池築造工事
平井建設・森本工業特定建設工事共同企業体
代表者 平井建設株式会社
代表取締役 平井 克
森本工業株式会社
代表取締役 森本 勝斗

J R 奈良駅南特定土地区画整理事業雨水調整池築造工事の概要

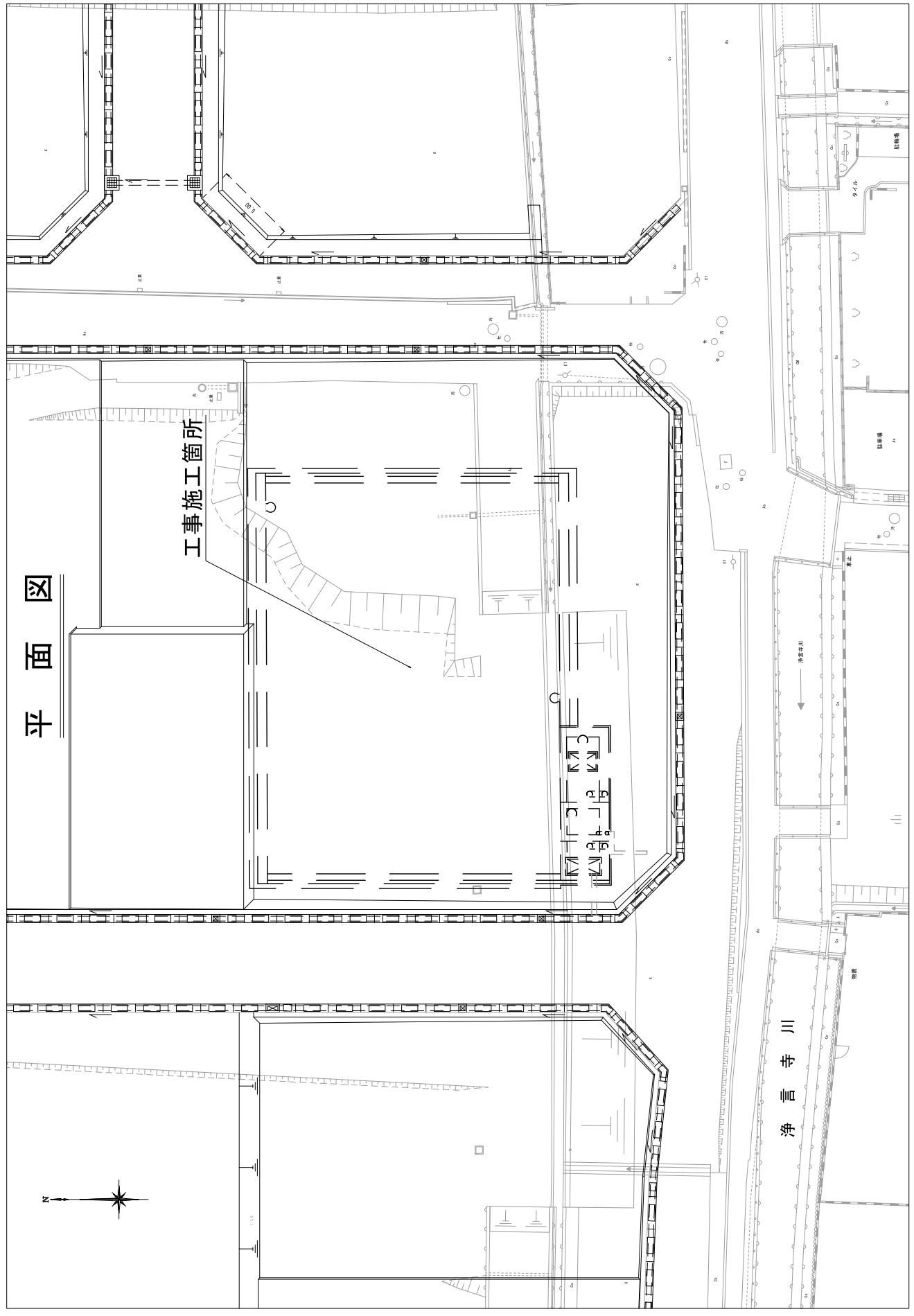
1. 工事場所 奈良市大安寺七丁目地内
2. 工事規模 雨水調整池築造工 一式
3. 工 期 契約の日から令和8年3月31日まで



平面図

工事施工箇所

浄言寺川



令和5年度奈良市一般会計
補正予算（第9号）

令和5年度奈良市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,593,949千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163,463,728千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12. 地方交付税		19,583,633 ^{千円}	467,070 ^{千円}	20,050,703 ^{千円}
	1. 地方交付税	19,583,633	467,070	20,050,703
14. 分担金及び負担金		570,737	1,600	572,337
	1. 分 担 金	4,775	1,600	6,375
16. 国庫支出金		39,176,776	475,926	39,652,702
	1. 国庫負担金	22,078,512	450,000	22,528,512
	2. 国庫補助金	3,755,022	10,926	3,765,948
	4. 国庫交付金	13,195,869	15,000	13,210,869
17. 県支出金		10,580,168	340,753	10,920,921
	1. 県負担金	6,482,861	225,000	6,707,861
	2. 県補助金	1,969,626	115,753	2,085,379
19. 寄 附 金		1,162,140	10,000	1,172,140
	1. 寄 附 金	1,162,140	10,000	1,172,140
23. 市 債		15,493,300	298,600	15,791,900
	1. 市 債	15,493,300	298,600	15,791,900
歳 入 合 計		161,869,779	1,593,949	163,463,728

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		18,106,248 ^{千円}	86,177 ^{千円}	18,192,425 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	12,049,390	10,400	12,059,790
	2. 企 画 費	2,769,973	11,000	2,780,973
	4. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	1,183,884	64,777	1,248,661
3. 民 生 費		75,666,637	909,100	76,575,737
	1. 社 会 福 祉 費	37,803,077	907,700	38,710,777
	2. 児 童 福 祉 費	24,425,132	1,400	24,426,532
6. 農 林 水 産 業 費		800,751	123,838	924,589
	1. 農 林 費	800,751	123,838	924,589
9. 土 木 費		11,597,641	40,000	11,637,641
	4. 都 市 計 画 費	5,446,855	40,000	5,486,855
11. 教 育 費		15,703,935	11,500	15,715,435
	6. 社 会 教 育 費	1,695,617	11,500	1,707,117
14. 諸 支 出 金		292,495	423,334	715,829
	3. 減 債 基 金	3,647	423,334	426,981
歳 出 合 計		161,869,779	1,593,949	163,463,728

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2. 総務費			千円 1,536,398
	1. 総務管理費	自治会等活動推進経費	3,000
		庁舎等施設整備事業	388,030
		スポーツ施設整備事業	528,600
	2. 企画費	交通環境整備経費	120,745
		エネルギー政策経費	167,630
		防災対策経費	10,229
		文化振興施設整備事業	286,336
	3. 徴税费	賦課事務経費	6,000
	4. 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務経費	25,828
3. 民生費			367,992
	1. 社会福祉費	社会福祉事務経費	1,650
		認知症施策推進事業経費	2,000
	2. 児童福祉費	子ども医療費助成経費	2,750
		学童保育経費	3,240
		児童福祉施設整備事業	189,000
		認定こども園施設整備事業	169,352
4. 衛生費			246,827
	1. 保健衛生費	予防接種経費	16,137
		保健衛生施設整備事業	80,100
	3. 清掃費	工場維持補修経費	117,700
		清掃施設整備事業	32,890

款	項	事業名	金額
5. 労働費			千円 16,000
	1. 労働諸費	労働福祉施設整備事業	16,000
6. 農林水産業費			184,346
	1. 農林費	特産団地育成経費	98,753
		土地基盤整備事業	73,988
		元気な森林づくり経費	9,460
		林業施設整備事業	2,145
7. 商工費		20,000	
1. 商工費	移住・就業・起業支援経費	20,000	
8. 観光費			16,082
	1. 観光費	針テラス運営管理経費	14,982
		観光施設整備事業	1,100
9. 土木費			3,386,010
	2. 道路橋梁費	道路橋梁維持補修経費	54,638
		道路橋梁新設改良事業	1,315,256
	3. 河川費	河川堤防改修事業	35,216
	4. 都市計画費	都市計画事務経費	120,757
		バリアフリー基本構想策定経費	10,600
		景観まちづくり事務経費	4,000
		歴史的風致形成建造物保存整備事業経費	10,000
		街路事業	903,412
		JR奈良駅付近連続立体交差事業	428,383
		公園管理経費	6,293

款	項	事業名	金額
		公園維持補修経費	38,312 ^{千円}
		公園事業	387,000
	6. 住宅費	住宅管理経費	25,495
		公営住宅整備事業	46,648
10. 消防費			79,078
	1. 消防費	消防施設整備事業	79,078
11. 教育費			2,318,234
	1. 教育総務費	不登校児童生徒サポート事業経費	3,000
		中高一貫校施設整備事業	1,362,097
	2. 小学校費	小学校施設整備事業	727,739
	3. 中学校費	中学校施設整備事業	42,600
	6. 社会教育費	指定文化財補助経費	33,120
		輝くNARA歴史資産活用経費	40,270
		社会教育施設整備事業	109,408
合		計	8,170,967

第3表 地方債補正

1. 追加分

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減収補填	千円 277,700	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
計	277,700			

2. 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
土地基盤整備事業	千円 26,500	千円 32,400
都市計画事業	2,126,400	2,141,400
計	15,493,300	15,514,200

令和5年度奈良市国民健康保険
特別会計補正予算（第4号）

令和5年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ37,518千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,385,959千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 国民健康保険料		6,757,065 ^{千円}	△ 120,000 ^{千円}	6,637,065 ^{千円}
	1. 国民健康保険料	6,757,065	△ 120,000	6,637,065
3. 県 支 出 金		27,739,164	37,518	27,776,682
	1. 県 補 助 金	27,739,164	37,518	27,776,682
5. 繰 入 金		2,748,665	120,000	2,868,665
	2. 基金繰入金	145,000	120,000	265,000
歳 入 合 計		37,348,441	37,518	37,385,959

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 事業費納付金		10,598,000 ^{千円}	37,518 ^{千円}	10,635,518 ^{千円}
	2. 後期高齢者支援金 事業費納付金	2,767,000	37,518	2,804,518
歳 出 合 計		37,348,441	37,518	37,385,959

令和5年度奈良市土地区画整理事業
特別会計補正予算（第2号）

令和5年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
J R 奈良 駅南 2. 地区土地地区画 整理事業費			千円 329,711
	J R 奈良 駅南 1. 地区土地地区画 整理事業費	J R 奈良 駅南 地区 土地地区画整理事業	329,711
合 計			329,711

令和5年度奈良市後期高齢者医療 特別会計補正予算（第2号）

令和5年度奈良市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ120,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,110,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 後期高齢者医療保険料		6,410,542 ^{千円}	120,000 ^{千円}	6,530,542 ^{千円}
	1. 後期高齢者医療保険料	6,410,542	120,000	6,530,542
歳 入 合 計		7,990,000	120,000	8,110,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		7,698,365 ^{千円}	120,000 ^{千円}	7,818,365 ^{千円}
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	7,698,365	120,000	7,818,365
歳 出 合 計		7,990,000	120,000	8,110,000

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第9号)

1. 総括

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税	19,583,633	467,070	20,050,703
14 分担金及び負担金	570,737	1,600	572,337
16 国庫支出金	39,176,776	475,926	39,652,702
17 県支出金	10,580,168	340,753	10,920,921
19 寄附金	1,162,140	10,000	1,172,140
23 市債	15,493,300	298,600	15,791,900
歳入合計	161,869,779	1,593,949	163,463,728

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源						
				特定財源									
				国県支出金	地方債	その他							
2 総務費	18,106,248	86,177	18,192,425	8,926			77,251						
3 民生費	75,666,637	909,100	76,575,737	677,000			232,100						
6 農林水産業費	800,751	123,838	924,589	115,753	5,900	1,600	585						
9 土木費	11,597,641	40,000	11,637,641	15,000	15,000	10,000	—						
11 教育費	15,703,935	11,500	15,715,435				11,500						
14 諸支出金	292,495	423,334	715,829				423,334						
歳 出 合 計	161,869,779	1,593,949	163,463,728	816,679	20,900	11,600	744,770						
				一般財源内訳 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>地方交付税</td> <td>467,070</td> </tr> <tr> <td>市債</td> <td>277,700</td> </tr> <tr> <td>(減取補填債)</td> <td>(277,700)</td> </tr> </table>			地方交付税	467,070	市債	277,700	(減取補填債)	(277,700)	
地方交付税	467,070												
市債	277,700												
(減取補填債)	(277,700)												

2. 歳入

第12款 地方交付税

第1項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 地方交付税	19,583,633	467,070	20,050,703	1 地方交付税	467,070	普通交付税	
計	19,583,633	467,070	20,050,703				

第12款 地方交付税

第14款 分担金及び負担金

第1項 分担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 農林水産業費分担金	1,200	1,600	2,800	1 土地基盤整備 事業費分担金	1,600	県営農業用河川工作物応急対策事業費分担金
計	4,775	1,600	6,375			

第14款 分担金及び負担金

第16款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 民生費国庫負担金	20,220,038	450,000	20,670,038	2 障害者福祉費 負担金	450,000	障害者自立支援給付費負担金	
計	22,078,512	450,000	22,528,512				

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	786,148	8,926	795,074	5 戸籍住民基本台帳費補助金	8,926	社会保障・税番号制度補助金
2 民生費国庫補助金	1,603,580	2,000	1,605,580	3 老人福祉費補助金	2,000	介護保険事業費補助金
計	3,755,022	10,926	3,765,948			

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 土木費国庫交付金	744,075	15,000	759,075	8 公園事業費交付金	15,000	社会資本整備総合交付金
計	13,195,869	15,000	13,210,869			

第16款 国庫支出金

第17款 県支出金

第1項 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県負担金	5,852,404	225,000	6,077,404	1 障害者福祉費 負担金	225,000	障害者自立支援給付費負担金
計	6,482,861	225,000	6,707,861			

第17款 県支出金

第17款 県支出金

第2項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業費県補助金	94,546	115,753	210,299	2 農業振興費補助金	98,753	産地生産基盤パワーアップ事業補助金
				3 土地基盤整備事業費補助金	17,000	ため池防災対策調査計画事業費補助金
計	1,969,626	115,753	2,085,379			

第17款 県支出金

第19款 寄附金

第1項 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
3 土木費寄附金	200	10,000	10,200	1 土木施設費寄附金	10,000	土木施設費寄附金	
計	1,162,140	10,000	1,172,140				

第19款 寄附金

第23款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 農林水産業債	29,800	5,900	35,700	1 土地基盤整備事業債	5,900	土地基盤整備事業債
7 土木債	4,223,500	15,000	4,238,500	3 都市計画事業債	15,000	公園事業債
11 減収補填債	—	277,700	277,700	1 減収補填債	277,700	減収補填債
計	15,493,300	298,600	15,791,900			

第23款 市債

3. 歳出
第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
16 スポーツ施設 管理費	564,449	10,400	574,849	一般財源 10,400	12 委託料	10,400	鴻ノ池陸上競技場等管理経費 2,600 西部生涯スポーツセンター等管理経費 5,900 都祁スポーツ施設管理経費 1,900
計	12,049,390	10,400	12,059,790	特定財源 一般財源 10,400			

第2款 総務費

第2款 総務費

第2項 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
5 文化振興費	1,056,550	11,000	1,067,550	一般財源 11,000	12 委託料	11,000	写真美術館管理経費 1,200 音声館運営管理経費 1,000 なら100年会館運営管理経費 3,300 ならまちセンター管理経費 2,000 都祁交流センター運営管理経費 3,500
計	2,769,973	11,000	2,780,973	特定財源 一般財源 11,000			

第2款 総務費

第2款 総務費

第4項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本 台帳費	1,183,884	64,777	1,248,661	特定財源 8,926 (内訳) 国庫支出金 8,926 一般財源 55,851	12 委託料 8,926	22 償還金利子及 び割引料 55,851	戸籍住民基本台帳事務経費
計	1,183,884	64,777	1,248,661	特定財源 8,926 一般財源 55,851			

第2款 総務費

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	7,550,339	4,200	7,554,539	一般財源 4,200	12 委託料	4,200	都府福祉センター管理運営経費 3,400 月々瀬福祉センター管理運営経費 800
3 障害者福祉費	14,872,692	901,500	15,774,192	特定財源 675,000 (内訳) 国庫支出金 450,000 県支出金 225,000 一般財源 226,500	12 委託料 19 扶助費	1,500 900,000	介護給付費等支給経費 300,000 訓練等給付費支給経費 600,000 総合福祉センター運営管理経費 1,500
4 老人福祉費	1,513,798	2,000	1,515,798	特定財源 2,000 (内訳) 国庫支出金 2,000	1 報酬 7 報償費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料	173 500 10 151 126 1,040	認知症施策推進事業経費
計	37,803,077	907,700	38,710,777	特定財源 677,000 一般財源 230,700			

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
6 児童館費	114,398	1,400	115,798	一般財源 1,400	12 委託料	1,400	児童館運営管理経費
計	24,425,132	1,400	24,426,532	特定財源 一般財源 1,400			

第3款 民生費

第6款 農林水産業費

第1項 農林費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 農業振興費	315,079	98,753	413,832	98,753 特定財源 (内訳) 県支出金 98,753	18 負担金補助及 び交付金	98,753	特産団地育成経費
4 土地基盤整備 事業費	157,379	25,085	182,464	24,500 特定財源 (内訳) 県支出金 17,000 市債 5,900 分担金及び負担金 1,600 一般財源 585	12 委託料 18 負担金補助及 び交付金	17,000 8,085	県営ほ場整備事業 4,725 県営農業用河川工作物忘急対策事業 3,360 ため池防災対策調査計画事業 17,000
計	800,751	123,838	924,589	特定財源 123,253 一般財源 585			

第6款 農林水産業費

第9款 土木費

第4項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
10 公園事業費	941,267	40,000	981,267	40,000 特定財源 (内訳) 国庫支出金 15,000 市債 15,000 寄附金 10,000	14 工事請負費	40,000	公園施設長寿命化対策整備補助事業 30,000 公園整備単独事業 10,000
計	5,446,855	40,000	5,486,855	特定財源 一般財源 40,000 0			

第9款 土木費

第11款 教育費

第6項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 公民館費	682,881	4,000	686,881	一般財源 4,000	12 委託料	4,000	公民館運営管理経費
6 文化財費	253,960	7,500	261,460	一般財源 7,500	18 負担金補助及 び交付金	7,500	指定文化財補助経費
計	1,695,617	11,500	1,707,117	特定財源 一般財源 11,500			

第11款 教育費

第14款 諸支出金

第3項 減債基金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 減債基金	3,647	423,334	426,981	一般財源 423,334	24 積立金	423,334	減債基金経費
計	3,647	423,334	426,981	特定財源 一般財源 423,334			

第14款 諸支出金

4. 給与費明細書

1. 会計年度任用職員

(1) 総括

区分	職員数(人)	給			与		共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計				
補正後	258 [2,283]	2,735,958	605,268	388,267	3,729,493	551,685	4,281,178		
補正前	258 [2,282]	2,735,785	605,268	388,267	3,729,320	551,685	4,281,005		
比較	[1]	173			173		173		

(単位 千円)

[]内は、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外教

職員手当の内訳	区分	通勤手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当	退職手当
	補正後	25,769	22,844	1,526	330,128	8,000
補正前	25,769	22,844	1,526	330,128	8,000	
比較						

(単位 千円)

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
報酬	173	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	173	

(2) 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	計上予算額	繰越予算額	
2. 総務費	1. 総務管理費	自治会等活動推進経費	110,148	3,000	
		庁舎等施設整備事業	969,753	388,030	
		スポーツ施設整備事業	989,034	528,600	
	2. 企画費	交通環境整備経費	279,672	120,745	
		エネルギー政策経費	291,282	167,630	
		防災対策経費	86,375	10,229	
		文化振興施設整備事業	375,660	286,336	
	3. 民生費	3. 徴税費	賦課事務経費	323,398	6,000
			戸籍基本台帳費	1,026,691	25,828
		2. 児童福祉費	1. 社会福祉費	236,507	1,650
認知症施策推進事業経費			2,000	2,000	
子ども医療費助成経費			1,124,786	2,750	
学童保育経費			1,101,038	3,240	
4. 衛生費	1. 保健衛生費	児童福祉施設整備事業	527,536	189,000	
		認定こども園施設整備事業	834,044	169,352	
4. 衛生費	1. 保健衛生費	予防接種経費	3,257,392	16,137	
		保健衛生施設整備事業	147,641	80,100	

款	項	事業名	計上予算額	繰越予算額
	3. 清掃費	工場維持補修経費	1,074,000	117,700
		清掃施設整備事業	305,937	32,890
5. 労働費	1. 労働諸費	労働福祉施設整備事業	23,800	16,000
6. 農林水産業費	1. 農林費	特産団地育成経費	99,873	98,753
		土地基盤整備事業	182,464	73,988
		元気な森林づくり経費	87,831	9,460
		林業施設整備事業	16,719	2,145
7. 商工費	1. 商工費	移住・就業・起業支援経費	41,200	20,000
8. 観光費	1. 観光費	テラス運営管理経費	163,346	14,982
		観光施設整備事業	5,100	1,100
9. 土木費	2. 道路橋梁費	道路橋梁維持補修経費	1,178,303	54,638
		道路橋梁新設改良事業	1,935,350	1,315,256
	3. 河川費	河川堤防改修事業	148,149	35,216
		4. 都市計画費	都市計画事務経費	278,705
			バリアフリー基本構想策定経費	12,000
		景観まちづくり事務経費	5,531	4,000
		歴史的風致形成建造物保存整備事業経費	25,082	10,000
		街路事業	1,576,744	903,412
		JR奈良駅付近連続立体交差事業	456,655	428,383

		公園管理費	232,998	6,293
		公園維持補修費	124,517	38,312
6. 住宅費		公園事業	981,267	387,000
		住宅管理費	159,685	25,495
10. 消防費		公営住宅整備事業	54,876	46,648
		消防施設整備事業	356,009	79,078
11. 教育費		1. 教育総務費	72,183	3,000
		中高一貫校施設整備事業	2,423,300	1,362,097
		2. 小学校費	1,822,891	727,739
		3. 中学校費	403,056	42,600
		6. 社会教育費	131,700	33,120
		輝くNARA歴史資産活用経費	73,474	40,270
		社会教育施設整備事業	230,900	109,408

(3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調査

(単位 千円)

区 分	補 正		前	補 正		後
	当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額		当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額	
1. 普 通 債	12,274,200	100,166,164	12,295,100	100,187,064		
(1) 土 木	4,196,000	31,271,699	4,211,000	31,286,699		
(4) そ の 他	2,529,100	37,305,185	2,535,000	37,311,085		
3. そ の 他	3,134,100	86,490,651	3,411,800	86,768,351		
(4) 減 収 補 填	-	1,597,680	277,700	1,875,380		
合 計	15,493,300	186,903,794	15,791,900	187,202,394		

2. 国民健康保険特別会計
 (1) 国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第4号)

1. 総括

(歳 入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料	6,757,065	△120,000	6,637,065
3 県支出金	27,739,164	37,518	27,776,682
5 繰入金	2,748,665	120,000	2,868,665
歳 入 合 計	37,348,441	37,518	37,385,959

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 事業費納付金	10,598,000	37,518	10,635,518	37,518			—
歳 出 合 計	37,348,441	37,518	37,385,959	37,518			—
				一般財源内訳			
				国民健康保険料			△120,000
				繰入金			120,000

2. 歳入

第1款 国民健康保険料

第1項 国民健康保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 一般被保険者国民健康保険料	6,757,065	△120,000	6,637,065	1 医療給付費分 現年賦課分	△61,000	医療給付費分現年賦課分	
				2 介護納付金分 現年賦課分	△33,000	介護納付金分現年賦課分	
				3 後期高齢者支 援金等分現年 賦課分	△26,000	後期高齢者支援金等分現年賦課分	
計	6,757,065	△120,000	6,637,065				

国民健康保険特別会計

第3款 県支出金

第1項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険給付費等交付金	27,739,164	37,518	27,776,682	2 保険給付費等 特別交付金	37,518	県繰入金分特別交付金
計	27,739,164	37,518	27,776,682			

国民健康保険特別会計

第5款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 基金繰入金	145,000	120,000	265,000	1 国民健康保険 財政調整基金 繰入金		120,000	国民健康保険財政調整基金繰入金
計	145,000	120,000	265,000				

国民健康保険特別会計

3. 歳出
第3款 事業費納付金

第2項 後期高齢者支援金事業費納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般被保険者 後期高齢者支 援金事業費納 付金	2,767,000	37,518	2,804,518	37,518 特定財源 (内訳) 県支出金 37,518	18 負担金補助及 び交付金	37,518	一般被保険者後期高齢者支援金事業費納付 金経費
計	2,767,000	37,518	2,804,518	特定財源 一般財源 37,518 0			

国民健康保険特別会計

3.土地区画整理事業特別会計

(1) 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	計上予算額	繰越予算額
J R 奈良 駅南 2. 地区土地区画 整理事業費	J R 奈良 駅南 地区土地区画 1. 整理事業費	J R 奈良 駅南地区土地区画整理事業	732,400	329,711

4. 後期高齢者医療特別会計
 (1) 後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第2号)

1. 総括

(歳 入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	6,410,542	120,000	6,530,542
歳 入 合 計	7,990,000	120,000	8,110,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地方債	その他
2 後期高齢者医療広域連合納付金	7,698,365	120,000	7,818,365		120,000	—
歳 出 合 計	7,990,000	120,000	8,110,000		120,000	—

2. 歳入

第1款 後期高齢者医療保険料

第1項 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 特別徴収保険料	3,725,787	67,200	3,792,987	1 現年度分特別徴収保険料	67,200	現年度分特別徴収保険料
2 普通徴収保険料	2,684,755	52,800	2,737,555	1 現年度分普通徴収保険料	52,800	現年度分普通徴収保険料
計	6,410,542	120,000	6,530,542			

後期高齢者医療特別会計

3. 歳出

第2款 後期高齢者医療広域連合納付金

第1項 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 後期高齢者医療広域連合納付金	7,698,365	120,000	7,818,365	特定財源 (内訳) 後期高齢者医療保険料 120,000	18 負担金補助及び交付金	120,000	後期高齢者医療広域連合納付金経費
計	7,698,365	120,000	7,818,365	特定財源 一般財源			

後期高齢者医療特別会計

奈良市立応急診療所条例の一部改正について

奈良市立応急診療所条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例

奈良市立応急診療所条例（昭和50年奈良市条例第1号）の一部を次のように改正する

。

第4条第1項の表奈良市立休日歯科応急診療所の項中「午前9時」を「午前10時」に、「午後5時」を「午後4時」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

休日歯科応急診療所の診療時間について、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市八条・大安寺周辺地区土地区画整理事業に係る 固定資産税等の特例に関する条例の制定について

奈良市八条・大安寺周辺地区土地区画整理事業に係る固定資産税等の特例に関する条例
を次のように制定しようとする。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市八条・大安寺周辺地区土地区画整理事業に係る固定資産税等の特例に関する
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）
に基づく八条・大安寺周辺地区土地区画整理事業（以下「事業」という。）の施行に
伴い、事業の施行区域内の土地の利用に制約が課されることから、地方税法（昭和25
年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、固定資産税及び都市計画税（以下「
固定資産税等」という。）の課税について奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12
号）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに
よる。

- (1) 施行区域内 法第2条第8項に規定する施行区域の区域内をいう。
- (2) 土地区画整理組合 法第3条第2項に規定する土地区画整理組合をいう。
- (3) 都市計画 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項に規定する都市
計画をいう。
- (4) 市街化区域 都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域をいう。
- (5) 市街化調整区域 都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域をいう。

(土地の使用収益停止に伴う固定資産税等の課税免除)

第3条 事業の施行区域内に存する農地（土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業の施行区域（当該土地区画整理事業に関連する都市計画の決定により、新たに市街化調整区域から市街化区域に区域区分の変更が行われた区域（生産緑地法（昭和49年法律第68号）第2条第3号に規定する生産緑地を除く。）に限る。）に存するものに限る。）であって、事業の施行により現に使用収益をすることができない状態にあるものについては、奈良市税条例附則第17条の規定に基づいて減額された後の当該農地に係る固定資産税等を免除するものとする。

2 前項に規定するものを除き、事業の施行区域内に存する土地であって、事業の施行により現に使用収益をすることができない状態にあるものについては、当該土地の使用収益を停止された日の属する年の翌年（使用収益を停止された日が1月1日であるときはその年。以下同じ。）の賦課期日に係る年度から当該土地の使用収益の開始の日の属する年（使用収益の開始の日が1月1日であるときはその前年）の賦課期日に係る年度の末日まで、当該土地のうち使用収益をできない面積が占める割合に応じて、当該土地（当該土地上に存する家屋が使用収益をできなくなる場合は、家屋を含む。ただし、土地と家屋それぞれの使用収益をできない割合が異なる場合、家屋については、当該家屋の使用収益をできない面積の割合によることとする。）に係る固定資産税等を免除するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、法第90条及び第95条第6項の規定により換地を定めなくて金銭で清算することが予定され、又は決定された土地で、かつ、登記簿に登録されているもののうち、法第100条第1項及び第2項の規定により使用収益をすることができないもの（現に使用収益をしているものを除く。）については、当該土地の使用収益を停止された日の属する年の翌年の賦課期日に係る年度から法第103条第4項の規定により換地処分があった旨の公告がされた日の属する年（公告の日が1月1日であるときはその前年）の賦課期日に係る年度の末日まで、当該土地のうち使用収益をできない面積が占める割合に応じて、当該土地に係る固定資産税等を免除するものとする。

（課税免除の申請）

第4条 前条の規定により固定資産税等の免除を受けようとする者は、免除を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。ただし、同条の規定により前年度において免除を受けた者で、当該年度において引き続きその免除の事由に変更がないと市長が確認できる場合は、

この限りでない。

2 前条の規定により固定資産税等の免除を受けた者（以下「免除対象者」という。）は、当該免除に係る土地又は家屋について使用収益を開始したときは、土地区画整理事業の施行者から交付を受けた使用収益開始日の通知の写しを市長に速やかに提出しなければならない。ただし、免除対象者から当該使用収益開始日の通知の写しの提出がなかった場合においても、土地区画整理事業の施行者から市長に当該使用収益開始日の通知の写しの提出がなされたときは、当該免除対象者から提出があったものとみなすことができる。

（免除の取消し）

第5条 市長は、免除対象者が虚偽の申請その他不正の行為により固定資産税等の免除を受けたことが判明したときは、直ちにその者に係る当該免除を取り消すものとする。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、事業の認可後の固定資産税等から適用する。

（提案理由）

八条・大安寺周辺地区土地区画整理事業の推進のため、当該事業に係る固定資産税等の課税免除の特例に関し必要な事項を定めようとするものである。

和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年12月1日午前9時15分頃、奈良市鶴舞東町地内において発生した、市道の高さ制限表示の誤りにより、走行していた相手方のトラックのリヤドアフレームが損傷した事故について、相手方から損害賠償の請求があった。

本件については、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 損害賠償の額 1,197,000円

